

各指定介護サービス事業所 管理者 様  
各介護保険施設・介護療養型医療施設 施設長 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

### 令和 3 年度 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について(通知)

平素より福岡市の福祉行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
さて、令和 3 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について、下記の取り扱いとしますので、書類提出をお願いします。  
なお、様式については令和 2 年度分から新しくなっておりますため、令和 3 年度の様式にて届出をお願いします。

記

#### 1 提出期限

令和 4 年 7 月 29 日 (金) (必着)

#### 2 提出書類

介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書

#### 3 提出様式

市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き  
> 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出等について  
> 3 実績報告 > 【提出書類】

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010302\\_2.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010302_2.html)

#### 4 提出先

下記の提出専用メールアドレス宛に報告書データを送信してください。

※報告書データは、必ず Excel 形式のままメール添付し、送信してください。

<提出専用メールアドレス>

[k222@aso-education.co.jp](mailto:k222@aso-education.co.jp)

<提出ファイル名>

【(法人名または事業所名)】処遇改善加算実績報告書 (高齢)

<メール件名>

【法人名】処遇改善加算の実績報告について (高齢)

<本文記載内容>

法人名または事業所名、担当者、連絡先 (電話番号) を記載すること。

※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。

※ 当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しませんのでご了承ください。

※ 件数が多いためメールの受信確認に対する回答は受け付けませんので、ご了承ください。

※ 提出期限内に、データの差替・添付ミス等により、メールの再送信をする場合には、メール件名の先頭に「再送信」と記載してください。

## 5 届出・内容に関する質問等について

質問等は、**専用入力フォーム**（下記参照）から入力してください。

※ **電話・メールでの問い合わせは受け付けません**ので、ご了承ください。

※ 回答までにお時間をいただくことがあります。

### 【質問専用入力フォーム 掲載先】

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 届出・申請手続き  
> 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の届出等について  
> 3 実績報告 > 【実績報告に係る質問について】

※ Microsoft Forms を使用して入力フォームを作成しています。

入力フォームが表示されない場合、「forms.office.com」と表示された箇所をクリックすると、入力フォームに遷移します。

※ 質問への回答は、入力があったメールアドレス宛に送信します。

## 6 留意事項

- ・実績報告書を入力する際には、**必ず色付きセルのみ記入**してください。色付きセル以外は入力できません。
- ・複数の事業所をまとめて届出している中に、**福岡市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する保険者に対しても報告が必要**になります。
- ・**職場環境等要件に基づいて実施した取組**については、実施した取組内容が、計画書に記載した内容と**変更がない場合であっても、実施した内容を記載した上で、「変更なし」にチェックをしてください。**
- ・今回の届出にあたっては、原則、様式以外の添付資料（証明資料）の提出を求めませんが、以下の点にご留意ください。
  - ① **指定権者から提出の求めがあった場合には、速やかに提出すること。**
  - ② **虚偽の実績報告や不正請求があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合があること。**
- ・当該加算の算定要件は、**賃金改善額が加算による収入額を上回ること**となっています。要件を満たしていないことが確認された場合は、全額返還となりますので、**加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。**